

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第三号

昭和四十年十二月二十三日(木曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事 上村千一郎君

理事 鍛冶 良作君

理事 田村 良平君

理事 細迫 兼光君

理事 唐澤 俊樹君

理事 四宮 久吉君

理事 井伊 誠一君

理事 長谷川正三君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検 査 長 勝尾 録三君

検 査 官 部長 鹽野 宣慶君

検 査 官 部長 新谷 正夫君

検 査 官 部長 津田 實君

検 査 官 部長 布施 健君

検 査 官 部長 八木 正男君

委員外の出席者

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 矢崎 憲正君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

判 事 長 武居 二郎君

本日の会議に付した案件
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第五号)

○濱田委員長 これより会議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を
改正する法律案の両案を一括して議題といたしま
す。

○横山委員 久しぶりに本委員会で大任をお迎え
をしたのですけれども、私は実は御存じのように
前国会であなたの不信任の提案理由を行ないまし
て、残念なことに私の提案が一体どうなってお
るのかわけがわからぬのです。わけがわからぬう
ちに、大臣の法的地位もわからぬうちにこれから
質問をするというのは、まことにどうもおかしな
こととありますが、しかしそういう気持ちを持って
おることを、私の提案がまだケリがついていない
ことを御承知の上に、ひとつ十分心していただき
たいと思うのであります。

四十一年度予算に関連をいたしまして大臣にお
伺いをいたしたのであります。本委員会ではし
ばしば最高裁並びに法務省関係の予算が他の経済
庁の予算に比べますと、金額としてはもちろんで
ありますけれども、歴代の予算折衝の中において

まことにボリュームがない。そして、いろいろ説
明を承る数字も何百万円とか、まことにみみっち
い数字が羅列をされて、しかもその項目はきわめ
て重要事項に書いてある。まさに重要事項には違
いはないけれども、私は大蔵省その他の委員会を
回ってまいりまして、本委員会ではこの数字を見
て、まことにさびしい感じがするわけでございま
す。現在はまだ予算要求の段階でありますから、
特に大臣に要望をいたしたのであります。過
ぐる国会におきまして、歴代の大臣のうちで、そ
の経歴、関係、それから、申せば派閥の関係等か
らいって、最も大ものな大臣を法務大臣として迎
えた今日において、一番最初にあなたがこの明年
度予算に取組まれる御所信のほどを伺いたいの
であります。

かつて私は、こまかい事例ではあります。人
権問題をとりえ、あるいは同僚諸君がそれぞれ
の専門をとりえまして、いかに法務省、最高裁関
係の予算が少ないものであるかということはお口を
きわめて言うておるのであります。説明を受けて
おりますこの概算要求それ自身につきましても、
決して十分だとは私は思いません。思いません
が、歴代の要求と、それから決定との経過を見ま
すときに、この予算をもつては不足したに切
られるのではないかとこのことを感ずるわけであ
ります。そういう意味におきまして、お差しつか
えない範囲でけっこうでございますが、現在の予
算折衝の経過並びに大臣の所信のほどを伺いた
いと思うのであります。

○石井國務大臣 ただいまお話しになりました来
年度予算の問題に関連して、法務省の予算がいかに
少ないかという問題、これは私もかねてからそ
ういふ感があるのでございますが、中に入ります
ますと、もつと予算をつけてもらってもいいので
はないかと思うものがたくさんあるわけでござい
まして、今度の予算の要求にいたしましたけれども、非

常につつましやかな要求と申しますか、非常に遠
慮深い要求のように思うのでございます。大蔵省
のほうと申しますか、政府の方針が、今度は収入
が非常に詰まっておるといふ状態で、支出をでき
るだけ控えるというふうな心持ちもありませんの
で、その心持ちを含んだ点もあることとございま
すが、しかし、やらなければならぬものは、ぜひ
やらなければならぬというところは当然でございま
す。私どもは、いま要求しておりますものは、で
きるだけこれを通してもらうということで、大蔵
省との折衝を、いま事務段階においての話を進め
ておるわけであります。私と大蔵大臣の間では、
もう少しいたしまして、一番先に話を進めようと
いうことに話はいたしておるわけでございます。

まだ補正に迫られておるような大蔵大臣の忙しさ
の状態ではありますから、話が進む段階にまでつ
いてまいりますが、補正が済み次第、迅速に話を進め
ていきたい、そうして、できるだけのことをいたし
たい、こういうふうな思っております。

○横山委員 一、二の例をあげて聞きたいのです
が、まず最高裁に聞きます。

私の承知したところによりますと、四十年度の、
たとえば人員の要求はたしか八百名ぐらいたった
と思うのです。それがたしかゼロですね。何か簡
易裁判所判事の十六名かなんかの増員が認められ
ただけであって、あとは全部ゼロであった。それ
で本委員会は、何をしておったかといつて、それ
におこったわけでありまして、それに比べますと、
本年度の要求は昨年と比べて少ないような感じを
受けるのですが、正確に言って、四十年度の人員
要求は何名で、実績はどうだった、本年度の要求
は何名であるか、それをひとつお聞きしたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま横山委員
からお話のございました昨年度の要求と本年度の
要求の定員関係の問題でございまして、ただいま
横山委員からお話のございましたように、昨年は

かなり大きな数、千人程度の数を要求いたしました。遺憾ながら簡易裁判所判事十六人ということにとどまらざるを得なかったわけでございます。昨年そういうことになりました原因は、これはいろいろございまして、むろん国家財政の全般的な考慮というふうなものもございしますが、同時に一番大きいと申しますか、私もよく考えております。簡易裁判所の事物管轄を擴張して、そうして簡易裁判所判事なり、簡易裁判所の書記官を増員する、こういう施策を臨司の意見に基づきまして実施する予定で、予算要求もいたした、法案としても準備いたしておいたわけでございますが、これが弁護士会等の関係その他で今後なお一層の検討を要するというところで、これに関する施策が行なえないというふうなことになりました。これも、予算要求に対して増員が十分であったことのひとつの原因でございします。むろんこれがすべてではございませんが、一つの原因でございします。

そこで、本年度でございしますが、本年度におきまして、その後引き続き、これは法務省はもちろんでございしますが、さらに、日本弁護士会連合会等ともこの事物管轄擴張等の問題もお話し合いを進めている段階でございまして、最近におきましては、弁護士会においていろいろな面においてかなり話し合いが順調に進んでおります。これはごく一例を申し上げますれば、たとえば司法修習委員会というふうなものについても近く発足できるような見通しになってまいっているわけでございしますが、遺憾ながら、先ほど申し上げました簡易裁判所の事物管轄の擴張というにつきましては、まだその規模あるいはやり方等について話し合いができておらないわけでございします。そういう関係で、たとえばそういう簡易裁判所の事物管轄擴張に伴う簡易裁判所判事九十人あるいは書記官二百七十人の増員というものは、今度の予算においては要求できないことになったわけでございします。そういうことも一つの原因で本年度の要求

数が昨年より下回っておりますが、これは今後とも十分弁護士会等とも話し合いまして、そうしてそういう施策を実現する方向に努力いたしたい、かように考えているわけでございします。

○横山委員 法務省関係で伺いたいのでありまして、一例をあげますけれども、先般九州の地方新聞に宮崎の少年院長が、おれのところの少年院はもう収容施設が一ぱいであるから少年院送りはやめてくれぬかという関係の家庭裁判所等へ手紙を出したという話を伺ったのでありますが、もしそうであるとするならば、少年院長のやったこともきわめておかしいことだと思ひ、また、事実そうであるならば、この少年院——この要求を見ますと、関係の人員は増加の要求が出ておるようでありまして、少年院の施設については、施設の整備充実の中に出ていないという感じがいたします。宮崎の少年院の問題は新聞に出たから御存じだと思ひますが、それが事実であるか。なぜ少年院がそういうことになってくるのか、御説明を伺いたい。

○勝尾政府委員 宮崎の件は私も承知いたしております。御承知と思いますが、少年院の収容定員でございしますが、予算上九千二百名という数を踏んでいるのでございしますが、全国的に収容の現状を見ますと、おおむね一万名前後という状況になっておるわけでございします。ただ地域によりまして、いわゆる収容対象少年の、施設に比較したしまして多い施設と少ない施設というのが、現実問題としてあるわけでございまして、これをいかに解決するかというにつきましては、少年院の配置自体について全国的に再検討を加える必要があるのではないかと。なお、その検討の結果が出るまでの間におきましては、その近辺の少年院を総合的に調整をとって現場の急をしのいでいきたい、このように考えております。

なお、少年院につきましては、その教化活動の内容を充実したいというところで、来年度は特に寮の担当教官、これは二十四時間じゅう少年と接するわけでございしますが、寮の担当教官の増

員を八十一名と職業指導教官の増員を三十四名というところで、こまかい処遇の充実をはかってまいりたいと考えておりますが、施設面の全国的な調整につきましては、再検討を進めている。また、地域別に過剰少年院と余っている少年院との間に何らかの調整をとりたい、このように考えております。

なお、施設につきましては、御承知のように、ただいま申されましたように、少年院の施設は少年法ができました当時、旧軍の施設等を手に入れてやったものが多くて非常に不備であるということとは、担当者といしまして十分これを承知いたしまして、頭を悩ましておるわけでございします。来年度におきましては、刑務所関係もさることながら、少年院の施設の改善について担当者といしましては、重点的に各種新営等の費用を振り向けまして、強化をはかっていく、このような決意でおります。

○横山委員 世間に与えている影響は、あなたの説明と違つて、少年院が満員だからおれのところへ送つてくれるなど言うことによつて、家庭裁判所の審決を左右をしておる、そういう感じを与えておるのです。庶民は、ばかなことだ、少年院が満員だから少年院送りをおれのところへ送るのをやめてくれ、別なきめ方をしてくれ、そういう印象を新聞によつて、九州はもちろん、他の地方にも与えておるのです。あなたのほうは、あちらが満員だからこちらへやるといふことであるなら、何も宮崎少年院長が余分なことを言わなくても、あなたがやればよい。法務本省でやればよい。宮崎の少年院長がどういふ文書か、公式文書かかってない文書か知りませんが、そういうことを出すこと自身がそういう印象を与えてもやむを得ないところであつて、これはもう根本的に考えると同時に、宮崎少年院長のつた態度も私はよくないことだと思ひます。

それから、大臣に聞いておいてほしいのですけれども、この法務省の要求の中に「登記事務の適正化・迅速化」ということがあります。この説明

を見ますと、全くもつとも千万で「登記等事件は激増し、職員の仕事負担は限界を超え、部外応援年間四十九万三千人の多きにのぼり、その結果、国民に対して不当な負担と不便をかけることとなつてゐる」とある。これだけ知つておれば言うことはないのですけれども、どうもうたな非難です。区役所に行けば印鑑証明は二時間かそこらでくれるのです。ところが、登記所に行きますと、法務局に行きますと、全くこつた返すようなことで、もう目にちががつかつて、そうしてもうつづけんんだという意見はまさに天の声、地の声です。どうして今日までこんなにはかつておくのか。法務省が一番民衆と接触するところはこの登記事務なんです。しかも最近非常に激増しておる。ここに書いてあるとおりです。非常に激増しておるのです。役所の中で一番滞り、一番不便して、一番サービスが悪いと言われているのはここです。私は、職員諸君をおこる気持ちはありません。だって、これだけの仕事の解決が区役所のように一時間、二時間でできるはずはないのです。これは職員諸君は気の毒だと思ひますが、どうしてこまで放置しておくのか。本年の要求を見ますと、事務官六百八十四名、事務能率器具整備費とありますが、六百八十四名が一つのところに何人になるか知りませんが、この六百八十四名も要求するほどいまごつた返しておる。なぜこんなことをはかつておつたのか。われわれは、裁判所のことも確かに問題になっておる。けれども、国民がいま一番法務省と接触するところはここなんです。ここが一番ウィークポイントになつておるのです。大臣はそれは御存じでございします。これは何としても、これは民衆のサービスのために解決をしなければならぬのだと思ひます。御意見を伺いたい。

○石井国務大臣 いま少年院の問題からお話がありましたが、全般的についてのお話、私もそういう点がありはせぬかと少し心配もいたすわけでございまして、たとえば登記関係の仕事をやつてお

りますところは、商売に關連するような問題で一日を争うというような問題もあるのに、いろいろな書類を写すのに、建物等が非常に不自由等のために何日も何日も行かないと仕事ができないという例等も私は聞いたことがあります。そういうのを順次直してはあつたわけですが、それが、それもさきお話の点に返っていくわけですが、設備が不十分であり、人が不十分であるというように等々返っていくわけですが、そういうふうなことを等々返していくわけですが、それをしなくちゃならぬ。しかしそういうものは、いままう言うてできないものであれば、できるいまの状態においてどうやらもつと能率的にいくかという問題に、それは何としてもあなたの言われるような方向に進まなくちゃならぬと思うのでございます。この問題についてはできるだけの考慮を払って、またそれを實際に移していきたい、こういうふうに私も思っております。

○横山委員　これは国会が非常におそくまであるときですから、御都合ができるかきぬかわかりませんけれども、法務省というところが大体性格上ちゃんとすわってちゃんとやるというところ、登記所だとかそういう前線の、庶民と接するところというものは、裁判所や法務省とベースが違ふような感じがするものだから、一へん大臣もおひまを見つけて、この一番年末で法務省の中でごつた返しそうなところをごらんになって、人員要求をどうしても行なわなければならぬし、同時に、人員要求以外に超過勤務だとか、事務の簡素化だとか、いろいろなやり方があると思うのです。大臣は直接にこの種の問題を一へんごらんになって善処していただきたい。

それから裁判の問題でちょっと伺いたいのでありますが、この春全電通が大量処分を受けました。全国で十四万二千九百七十七名というのですから、まさに前古未有です。こういうような不当な解雇、停職、減給、戒告等を受けたのですから、組合員個々の諸君が非常におこつて、あくま

で黑白を争うというわけで、たしかいま一万六千人くらいの方が法廷に訴訟を提起しておるわけですが、これは国民の権利ですから当然なことであり、裁判所としてもこれを受けて、個々の権利がいかに正当に行使されるか、保障されるかについては何ら妙な判断をすることなく、正当に処理をしなければならぬ。この点について、私の承知するところによりますと、あるところではたたくさんの人の中であつては裁判所が一人だけ選んで、そいつだけやつてあとはほうりっぱなしにしておくとか、あるところでは一緒にやろうということだそうであります。私はいま、一緒にやるとかなくとかいふ意味でなくして、何か裁判所のほうで人手不足だとか、あるいはこれが一つの正当なものでないとかいふ印象をかりに邪推をしまして、この訴訟というものを、国民の権利を正当に行使されぬやうななしかけなり運営なりなされては言語道断だと思ふのです。そういう点について何か御相談をされたことがあるのか。指示をすることがあるのか。この問題について御意見を伺いたい。

○石井国務大臣　その点につきまして、私はまだ相談を受けておりません。

○寺田最高裁判所長官代理者　ただいま横山委員のお話のございました問題は、現に裁判所に係属いたしております具体的事件でございますので、私どもの申し上げることも、その限りでお聞き取りいただきたいわけでございますが、私ども、いまお話しのごさいますと、実際に出てまゐりました事件を、それが乱訴と申しますか、そういうようなことは毛頭考慮しておりません。いやしくも裁判所に提起された事件につきましても、裁判所としては誠心誠意できる限りすみやかに結論を得るよう努力することは当然でございます。

ただその具体的な処理の方法でございますが、これは結局御承知のとおり、それぞれの裁判官が訴訟法あるいは訴訟規則の定めるところに従つて処理されるわけでございます。それをたとへば最高裁判所の事務当局といへども、こういう方針

でやれということをお命じ得るものでないことは、これはつとに御承知のとおりでございます。ただ一般的な問題としては、同時に、一体こういう訴訟をどういうふうに取り扱ふかということについては、平素から裁判官としても十分検討しておかなければいけない問題であることはもとよりでございます。いまして、そういう点についてある程度の意見を交換するということも許されたいことではないだらうと思ひますけれども、いまのところ別にさうなことを考へておるわけでもないのでございます。結局、ごく一般的な問題として申し上げますと、たとえば訴訟法では選定当事者というやうな制度もございまして、つまりほんとうに大ぜいが法廷にお入りになるといふ施設も必ずしも十分でもございせんし、むしろ相当利益が共通しておる、同じやうな法律關係においてになる方は、たとえば一人代表者を選んで、むろん権利は全部の権利を行使するわけでございしますが、實際の法廷での訴訟活動はその代表者がやるという制度もあるわけでございます。もつともこれは御本人のほうでそれを御希望にならなければ強制することはできないだらうと思ひますが、そういうやうな制度もございまして、あるいは訴訟代理人でもおつけになればその点は非常に円滑でございますが、いまお話し的事件については、訴訟代理人はおつけになつておらないやうに何つておりますけれども、そういうやうないろいろな問題が法律的にございまして、これは結局はそれぞれの裁判官が、法規の命するところに従つて迅速適正に処理される、こういうことに帰するわけで、お話のとおりまた先般訴訟が起つたばかりでございます。いままだ第一回の期日指定も開かれておるものもあるかもしれませんが、まだその程度のように承知いたしておりますので、今後どういふやうな進行になりますか、私どもとしては、要するにいま横山委員のお話のとおり、誠心誠意をもつて迅速に処理するやうにと希望しておる次第であります。

○横山委員　裁判を中央で統制するつもりはない、それはけっこうであり當然のことでありあります。ただ二萬数千人の人が訴訟を起した。訴訟を起すについて、あなたのお話によれば典型當事者というやり方があるというのだけれども、それれ処分を受けたのは、おそらく私は、電電公社としてもめつちやくちやに数をそろえたわけではなく、一人一人審査されてやつたのだと思う。だからそれぞれの理由が違う。それれなせやういふことの処分を受けたかということについては、電電公社として個々に違つた理由をもつて、結果としては同じ減俸なら減俸という処置をしたに違ひありませんから、典型當事者説はとれなない。しかしいまあなたの言うやうに、本人がそれを希望しなければそういうやり方はされなないであらうということであるならば、それは了承いたします。その点はいいですね。

それから、それだけの人がやるについて、裁判所がただでさえいま人が足りないとか何とかといふのであるから、第一回の期日指定さえまだされない。しかし訴訟をしたほうの人たちは、もう一刻も早くこの問題について裁判所の判決を得たいのですから、この点については最高裁として、そういうやうな裁判の内容に立ち入つて、法廷指揮の問題に立ち入つてやることはいかぬけれども、それらの人が少ないとか予算が足りないとかいふ点については措置をしなければならぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○岩野最高裁判所長官代理者　いまおっしゃいますように設備を多く整へ、あるいは人をふやして裁判を処理するといふことは、訴訟迅速の要請に對して当然つとめなければならぬことでございます。ただ御承知のとおり、裁判官の増員は、事件が起きた翌日に一挙に募集して直ちに増員できるわけでもございせん。いままで裁判所は訴訟の遅延を防止いたしますために、裁判官の増員等も実はしばしば要求してまいりましたけれども、裁判官に關する限りは給源の問題といふことがしばしば指摘されて、やはり結果においてその給源を得られなかつたために実質上増員がで

きなかつたこともしばしばでございます。結局は判事補から養成し、あるいは弁護士会等の御協力を得て裁判官の充員をはかる以外にない。裁判官の充員ができれば、それに伴ってその補助機構の増員もまた可能かと思ひます。このほうはそれほど充員に關して困る問題はないと思ひます。裁判官につきましては、先ほど申し上げましたように、なかなか一挙に直ちに翌日から対策を講ずるといふわけにはまいらないわけでございます。

○坂本委員 ちよつと関連して。裁判の問題ですが、最初は労働組合が仮処分なんか出す場合は、組合長とか代理者でやっていた。それを裁判所のほうで文句を言つて、これは各組合個々に委任状を出してやらなければだめだ、そういうふうに出てきて、その当時は、仮処分あるいはその他刑事の問題等もあると思うのですが、最初は組合としてやる場合は、組合長が代表で仮処分の申し立てなんかやっていた。それを数年前と思つたのですが、これは確實な資料を私調べて、確實にあつたてて質問したいと思つたのですが、その労働組合のそういう正しい主張を打ち切るために、させないために、今度は千人なり、二千人なりの各組合員の委任状がなければだめだ、というので、弁護士は非常に苦勞して、そして委任状だけでこんなにたくさん、何千通と委任状を集めて、そして仮処分の申請とか、あるいは資本家側から仮処分をした場合に對して異議申し立てをする。そういう不便を裁判所のほうからわざわざやっていたわけですが。そうすると今度は一万、二万と同じような訴訟が出る場合でも、そういうことになつていいますから、それじゃ各人でやらなければだめだ、というところ、訴訟がいま一万数千件、あるいは二万件でしようか、あの首切りの問題だけについて、その不当を唱えて十何万の訴訟が起つてくるというところ、裁判所は機能できないわけではしょう。だから代表当事者とかあるいは代表代理人とかいう問題もそこに起つてくるわけですから、裁判所は自分のほうのやつてなときはそういうことをやらしておいて、そして今度の問題が

出てくると、何ら対策を持たない。そういうふうなことで何か少し検討したことはないですか。ただ放任しておるのかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまお話の点は、民事訴訟法の解釈の問題でございますし、また私もここにおります者の直接の所管でもございませぬので、一応の意見というふうな意味でお聞き取りいただきたいわけでございますが、先ほど坂本委員のお話の点は、おそらくは労働組合の当事者資格の問題を御指摘になつたのであらうかと存じます。それに対して私先ほど申しましたのは、選定当事者といふことを申し上げましたわけでございます。これらいろいろ法律解釈の問題でございます。いづれがいい、いづれが悪いといふことは私も簡単に考へておるわけでもございませぬ。坂本委員のお話のように労働組合として弁護士に委任することができない、とすれば、これは各人が弁護士に御委任になるよりしかたがない。委任状はたくさんになるのでありませうけれども、それでも弁護士に御委任になれば委任状はたくさん要るけれども、弁護士さんだけが法廷へおいでにならばいいわけ、今度の場合のようにそれぞれの方がおいでになるのに比べれば弁護士さんの委任状が何万枚積み重ねられようとも、各人がおいでになるよりは当事者のほうもよほどお楽でございますし、裁判所のほうとしてもスムーズだといふような面もあるといふこともあるわけでございます。これはいづれにしても、それならそうと弁護士をつけないければならぬかといへば、現在の法律では弁護士強制にはなつておりませぬから、これは御自分でやりになることもむしろ法律上少しも差しつかえないわけでございます。

それで対策云々というお話もございましたが、しかしながら、これは先ほど来いろいろ横山委員からもお話がございましたけれども、具体的な事実はそれぞれの方がそんなに違つてはなかつたと思つてございしますので、件数が多いからといつて証拠調べがそんなにたくさんになるといふ

ことでもないと思ひます。これは私どもの想像でございます。あるいはそれぞれの方に非常に違つた事情があつて、証拠調べに一件々非常にかかるのかもしれない。しかし、かりに同じようなケースであれば、件数が多くても証拠調べにそうからなないといふこともあらうかと思ひます。これはもう少し審理の進行を見なければわかりませんけれども、ここで具体的事実について私どもの立場であれやこれやと申し上げることは、非常に差し控へなければならぬ立場にあるといふことをひとつ御了解いただきたいわけでございます。

○坂本委員 そこで、今度は検察庁でも裁判所でも同じですが、自分たちの都合のいいときは民事訴訟法だ、刑事訴訟法だといふたてまえをとつて、こうだ、ああだといつて、それでは今度の全電通の問題でも、権力をわがものにして多数の首切り、減給等をやつておる。そしてそれに対しては当然憲法上、さらに法律上権利があるから、この不法に對しての損害賠償あるいは減給に對しての復活要求は當然なことなんです。ですから、今度は各人が、自分が首切られたのはどういふ理由か、権力者はかつてにやつておる。だから国民がここに法に基づいて訴訟を提起する。その場合はあなたのような御意見であるならば、それは早急に訴訟の運用といふものが困難ならば、この際裁判官を三百人でも五百人でもふやしてやらなければならぬ。そういうふうなことをいふのは、そこにわれわれは非常な不信があるわけなんです。ただ裁判所あるいは検察庁のやつてなときは、てまえたちのかつてなうに解釈をして、そして国民の権利を侵害しておきながら、今度は国民がその権利の擁護のためにやむを得ずその訴訟行為に出ておる、それに対しては期日もきめずにはつたらかしておる。それでは権利擁護ができなかつたのです。ですからそういう問題もすでにもうだいたい前のことだから、今度の予算要求とかそういうような場合には、それこそ十分考へてその対策を出すべきが至当だと思つたのです。それについての対策その他のいわゆる一般国民の権利の擁護

のための考へ方が、少しもこの予算上あらわれていないといふところにわれわれ非常に不満を持ち、これでは国民の権利の擁護はできぬのじゃないか。だからここに質問するわけなんです。ただ司法権の独立の陰に隠れるといふのですが、それは裁判官が具体的に裁判をする場合において、だれの権力にも侵されぬ独自の国民のための裁判をするといふのが司法権の独立でしょう。いまの裁判官は何です。訴訟進行といふことに基つてかつてなことを言つておる。それがわれわれは不満なんです。ですからこういう十何万件も出ると予想されるようなこういう事態が発生した以上は、これは逆に国民のための裁判を迅速かつ公正にやるために対策を講じなければならぬ。それを今回の予算要求、このときよりほかには私は思つたのです。だからこの十何万件の訴訟が起きたならば、そのときはどうしようかという構想のもとにこの予算要求その他人員の増加あるいは施設の充実等を考へなければならぬと私は思つた。その考へ方があるかないかといふことをお聞きして、もしそれがなければこれは裁判の運用上、裁判行政上重大な問題と思つたところにお聞きしておるわけですが、何らそういうことではないといふことならばその点をお聞きしておきたいと思ひます。

○岩野最高裁判所長官代理者 ただいまの御指摘のように迅速に処理いたしますためには、施設と裁判官の増員とで処理いたさなければならぬことはよくわかつております。来年度の裁判官の増員は判事で四十七名と簡易裁判所の判事二十四名を要求しておりますが、この判事の増員のうち、ただいままでで来年の四月一日現在で考へまして確實に充員の見込みがありますのが、現在判明しておりますところ三十名でございます。したがうしてあと十七名の増員に關しましては、これはただいま弁護士会から四十一年度は極力裁判官の希望者を推薦して裁判所の充員にこたへたいといふことで御尽力願つておる状況でございます。ただ、いまおっしゃいました

事件は地方裁判所にかかっておりまして、しかも重要な事件だとしますと合議で処理されるかも知れませんが、あるいは単独で裁判されるとすれば判事の資格をお持ちの方々がおりになると思えます。そうしますと判事補を現在直ちに採用いたしまして、現在の法制のもとでは単独で裁判できない状況でございますので、判事補を増員したところでこの急場にも間に合わない。そうしますとやはり判事の増員をはかる以外にはございません。しかし現在のところ三十名は確保いたしております。あと十七名を極力増員いたしたい。その実質を獲得するための努力中でございます。

施設に關しましては、特に大都市の裁判所の狹隘さが目立っております。特に東京、大阪等の裁判所では、増員をする、ないしは地方から、かりに多少でもひまなところがある、そのひまな裁判所から裁判官を転任して東京、大阪等に充員しようといったとしても、建物、法廷、裁判官室、こういったものが現在狹隘をきわめておりまして、いまの状況ではもはや増員を入れる余地がないというところから、四十一年度におきましては、東京、大阪、名古屋等の重要な裁判所の狹隘さを早急に解消いたしたいということで、造改築の費用を要求いたしております。その金額は約七億円。そのほか全国の裁判所の庁舎の整備も要求いたしております。ただ、人員に關しましては、それだけの制約がございますので、十分その点を御理解願いたいと思っております。十分その点を御理解願いたいと思っております。

○横山委員 私、全電通の問題を取り上げましたのは、二つの理由があるわけです。

一つは、いま約五百件、一万六千人の人が訴えを起しておる。おれは自分でやる、こう言っておる。これは国民の正当な権利である。少なくとも、国民が弁護士の手によらずに、自分で年次休暇をとって裁判所に行つて、そうして自分の主張を明らかにしたいということで、一万六千人——まだふえるかもしれないが、いま一万六千人の人が、職場のサラリーマンが年次休暇をとつてもやるといふ腹をきめるということとは、そう簡単に

できるものじゃないということを考えてもらわなければいけません。一般国民の心理からいって、裁判をやるということとは、大体日にちもかかって、手数もかかって、金もかかって、だからなるべく、という気持ちがある。それをこれだけの人がやる以上は、それぞれ一人一人が自己の責任において腹をきめて、ひとつ弁護士のごやつかいにならずに、自分で出て、自分でやるというのをきめたというところをよく認識してもらわなければいけません。ところがあなたのほうは、全国的にそれをどうしろというような指示はしないということとは、それはいい。訴訟の問題の内容に立ち入らないということとは、それはいい。裁判官のあり方について制肘をしない、また指導しないということもいい。けれども、裁判所の機能というものがそれによってどんなに業務量がふえるか、それによってどういふ影響を受けるか。裁判が人、金物によって制肘がされないようにするだけの責任はあなたのほうにあるのだから、その手配が何もできないと、いまおっしゃるようなことではいかぬ、それでは無責任だということを私は追及をしておるわけでありまして。

法務大臣、お聞きのとおりなんです。あなたも御存じだったかどうか知りませんが、まさに裁判史上類例のない膨大なマンモス裁判がいま現実には始まっております。そして第一回の期日の指定もいまに、そのまゝになつておるわけなんです。そして何か聞くところによれば、裁判官は電電公社の御都合を聞いて、電電公社は、いやみんな一緒なら年次休暇はやりません、欠勤扱いにしますとか、私のほうはなかなか出ませんとか、こういう公社側の御都合を聞いて裁判を進めようとしておるような雰囲気もあるわけです。それでは困るのですから、そういうような裁判を遅延させる、ないしは裁判の円滑な運営を阻害するということがあるならば、それは法務大臣として電電公社に対して、裁判の促進の意味からいってこれはひとつ協力してもらわなければ困る、こういうふうな言つていただかなければならぬ。

ぬ。それからいま最高裁側の言うように、金、物の問題でこの訴訟が円滑にできないとするならば、主管大臣として何らかの措置をしてもらわなければならぬ、こういうふうな思ふのです。いかがですか。

○石井国務大臣 承つておきまして、研究いたします。

○横山委員 承つておきまして、善処してくださいということですね。

○石井国務大臣 いや、承つておいて、研究いたします。

○横山委員 私、まだ予算関係にはたくさんあるのですが、まだほかの質問もありますので、同僚諸君で予算関係の御質問があるならば、ちょっとここで聞いてください。

○田中(義)委員 いま横山、坂本両委員から質問していることに關連して、法務省のほうに伺いたいと思ひます。

「昭和四十一年度予算重点事項」のうちで、「公安対策の確立」という予算が、増加率の点から見れば、「治安対策の充実強化」という中でも一番大きいのではないかと。九億三千六百万円の増加のうちで、四億八千九百万円が公安対策の確立という関係で予算要求をされております。しかもこの一ページの下の段から、「日韓条約、ベトナム問題等国の内外の治安に重大な影響を及ぼす多くの要因が存在するので、左右過激団体の実体を解明して施策に反映せしめるため公安調査機能を充實し、云々」ということで理由を書いております。政府与党は、日韓条約は正当に国会で承認されて批准の交換を行つたのだ、こういう主張をされておりますけれども、われわれは国会の審議の状況から見て、これは無効であるという立場をとつておるのでありますけれども、現実に政府の形式的な法律の見解から見れば、すでに批准交換をして実施の段階に入つておるのです。もちろんその意味から見れば、現実的な問題として日韓条約反対といういわゆる革新陣営のこの条約に反対する立場の運動というものは、質的に

は一つの段階を過ぎていくということは、私、現実の問題だと思ひます。ところが、来年度の予算要求の理由の中にこれを掲げるといふ点について、もちろん政党内閣制のもとではありますけれども、あまりにも私はこの問題が政治的過ぎると思う。われわれは、先ほど横山さんなり坂本さんが言われるように、法務省関係の予算は、やはり司法権の独立、広い意味における治安対策の確立、こういうような観点から増額することについては支援を送ることにやぶさかではないのでありますけれども、しかしこういうような項目を掲げられてはそれでは法務省の要求のとおりの限りにおいてはそれではいかぬのです。しかも、二ページの上から三行目でありますけれども、「検察庁における公安労働事件の処理の迅速化を図る」次に、「(探査器具費、調査活動費)」というのがございます。調査活動費はわかりませんが、探査器具費というのはいくつものものをさしておるのか。私はこういうものは——もちろんこれは理事会で私どもは指示を受けておるといふ立場にありますが、一つの前提でありまして、もしこういうようなものが国民の前に明らかになるということになれば、やはりかつての警察国家的な方向に向かつて日本の法務行政の、特に予算の問題というふうなものに進みつつあるということについて、国民に非常に疑惑を与えること、また不安を与えることになると思ひます。御出席になつておられますから、来年度の予算要求にあつては、私はこの治安対策の確立、暴力事犯あるいは青少年犯罪、精神障害者等の犯罪防止というふうな関係のことについてはわかりませんが、こういう関係で、公安事件に重点を置いて、ある意味から見れば警察国家的な方向へ法務行政を持っていくというふうなことについては、私も賛成するわけにはまいらないのです。この方針というものを考えをし直さなければいけない問題だと私は思ひます。特に、そういう

形で進まれるならば、幸い国会はわれわれの譲歩によつて正常化しておりますけれども、今後あるいは選挙法の改正問題であるとか、あるいは憲法改正問題であるとか、こういうような問題が具体的に日程にのぼつてまいりますならば、やはり国会の審議の問題についても、政府のそういう基本的な考え方というものが出てくる、私はそういう心配を持っておりますが、この点については、特にこれからの予算折衝の中で再考をさせていただかなければならぬ問題だし、特に、理由の中でこういう点をあげられている点は、私は国民に疑惑を招くことだと思つたので、特に法務大臣に御留意を願いたいと思つたのでありますが、御所信を承りたいと思つたのであります。

○石井國務大臣 経理部長から御説明いたさせます。

○藤尾政府委員 一応積算の事務的な御説明を申し上げます。

労働事件等とございますが、これは御承知のように、労働事件に関連して発生する刑法犯等のいわゆる刑事事件をさすものでございまして、そういう刑事事件が過去五年間の統計を見ますと、昭和三十五年が六千七百七十七件でございましたものが、三十九年に六千七百六十二件と、刑法事件が増加をしているという傾向にありますので、この種の事件の適正を期していきたい。採証器具費と申し上げますのは、現場検証の際に写真をとるのに必要なカメラ、これが採証器具費の内容でございします。

それから、なお、日韓条約、あるいはベトナム紛争という表現がございますが、これは日韓条約あるいはベトナム事件に対する御意見を対象とするものではございませんで、日韓条約あるいはベトナム事件等を契機としての過激活動というものの対しての対策でございまして、御承知のように、現在公安調査庁の破壊活動の容疑団体として、左右十幾つかの団体が対象になっておりますが、そういう破壊容疑対象の団体の数が最近ふえておりますので、そういった面についての調査活動機

能を充実していきたい、こういう趣旨で掲げたものでございします。

○田中總務委員 採証器具の設置の問題等は、公安調査庁で特に共産党関係あるいは左翼団体の関係等に隠しマイクをつけたとか、そういういろいろ国民の人権にかかわるようなこともやっていると。それは昔の特高警察時代とある意味から見れば、近代的な科学性を持ってきた、もつと悪質化していると思つたのであります。そういう問題を、これは見る者の立場から見たら、すぐ連想されるのです。私は、そういう意味で実地検証のときのカメラ云々という問題もありませんけれども、ある死刑囚のいわゆる現場検証には、とにかく被疑者である本人を連れていかないと、八ミリカメラでとつたという事件が、いま東京の高裁で係属してあります。例の狭山のいわゆる善枝ちゃん殺しといつて、石川少年の浦和の地裁の現場検証の問題です。非常に問題を投げかけておるのであります。一審で死刑判決をされて、本人がびびりしていま高裁で争つておる事件であります。現場検証に死刑の判決の下る本人を連れていかないと、裁判所、検察庁が現場検証をやつていらない事実が、いま高裁で暴露されておるのであります。それはもちろん証拠の採集のためにカメラが必要であるでしょう。しかし、その八ミリのカメラが死刑囚の現場検証について、本人を連れていかないために使われているというふうなことになる、この採証器具の問題というふうなものは、やはり簡単に見のがすわけにはいかないのです。

公安労働事件の検察庁にかかつておる問題、きのうも私と同じ無所属の志賀義雄君から質問をされたと思つたけれども、大阪の新東洋硝子の争議の問題についても、そうです。これもあなたたちの立場から見れば公安労働事件というのでありますけれども、会社の不当解雇に対して、会社で雇うた暴力団と争議団との間に、暴力団のほうから傷害事件を引き起こしておつても、現在の検察当局の立場から見れば、やはりその問題はあなたたちはいよいよ公安事件という立場で取り上げて

おるではありませんか。そういうところに、私はこの予算の中に、ことに過ぎ去つた日韓条約の問題、いまのベトナムの問題、ベトナム問題なんかについても、これは私は別の機会に法務大臣にも法務大臣が関係している団体の問題が参議院でも問題になっておるから、別の機会にも伺いますけれども、ベトナム問題についても、いわゆる公安調査庁や検察庁が考えているような立場で国民はこのベトナム事件というのを見ておるわけじゃない。そういうところに、やはり法務省の予算要求の理由に日韓条約の問題であるとかベトナム問題というふうな、こういう社会的な事件を取り上げて、いわゆる治安対策、公安対策を強化するというような形の予算要求というのについて、は、われわれは法務省の予算が、できるだけあなた方が適正な公正な活動ができるような立場においてバックアップしたいという立場でありますけれども、こういうものを表から出されてまいります限りは、賛成するわけにはいかない。これは当然、法務省に必要な予算を国民的な支持の上で確保したいということになれば、法務大臣、やはり大蔵省へ折衝する場合においても、こういうことについてはお考え直しされなければ実現ができません。問題ではないかというのを私は警告を申し上げておるのですが、この点について、法務大臣としての高い立場の御見解を伺つておきたいと思つた。

○石井國務大臣 いまの御注意はよく承つておりました。治安対策というものが大事なことは、申すまでもないこととございします。行き過ぎがあらはならないこととございします。違つた方向に走つてもならないこととございします。十分考えます。また、名前の問題等、ここに出ております問題等についても、十分また考えてみます。

○神近委員 関連して。私は、きのう法務省の予算をもつとふやすべきだということ一度申し上げたので、繰り返しになりますけれども、きょうは大任がおいでになつてから繰り返させていだきたいと思つた。

いま治安対策という話が出ましたけれど、全体として国民の生活が——これは犯罪を犯す人は別ですけれど、普通の良民であれば裁判というものはつきりとして、そして自分たちの正当であるいは正しいというのを認めてもらふというところがたいへん安定を与えると思つたので。ところが日本の裁判というものは、長いときにはたとえ吉田石松の件のように五十年、あるいは松川事件のように十七年ですか、そういうような裁判が一体世界にあるものかどうかというのを私は考えるのです。聞くところによりますと、アメリカなんかでは早い場合は半年くらいで片がつく。そして長くても一年そこらで最終的に裁判が決定するというのを聞いておりますけれど、日本は二年とか三年とか、まだ終戦直後の問題で片がつかないものがたくさんある。私はそういうような話はないと思つたのです。ですから法務省の予算が、一%以下、一%というのはいいほうで、昨年は

○七%余りというふうなこと、それが三権の一つをかかえている司法の予算だといふことは、これはとんでもない話だと私は思つたのです。ある検事さんの何かのお話が出ておりましたけれど、裁判にあつたの調査には朝八時から夜の八時ごろまで自宅に引きこもつて読まなくちゃならない。私はこういうふうなことが裁判の遅延を起しておると思つたのです。私それには優秀な助手、これを読んでおつたりとわかつて、そして検事さんなり裁判官の判断の基礎になるような助手、そういうものをつけるべきだと思つたのです。いま国家予算が非常に窮乏だから人員はふやさない。ふやさないといふのははかの省には、建設とかあるいはそのほかのところには、要らない者がいるかもしれない。だけれど、法務省にはそういうような人をふやすといふことを考えなければ、裁判がやはり二十年、三十年というふうなあほなことが私は起ると思つたのです。その点を大臣がはつきりとよく御認識になつて——本会議でそういうような問題を私どもは持ち出していいと思つております。総理大臣にもあるいはそのほかの大臣にも裁

判がどんなに停滯しているのか、三十年、五十年というようなことがあつてならないということをよく説得するようなチャンスをつくるべきだと考へております。私は今度の法務大臣は長い間の御経験で強この要求を出しになるべきだと考へるのです。国家予算が窮乏だから、ああ金が足りないからというように負けてはいないで、ともかくもここで裁判制度、司法制度を改革するというくらい意気をもつてぜひこれは——大体四兆何千億というような予算の中の一％以下というような予算をもらつて恥ずかしいとお考へにならないかどうか。司法の方々がみんなお集まりになつていますから、それはよく皆さまの御納得が私はいくと思ふのです。判事補を八十人ほしいと思ふときに三十何人ぐらしか志望者がない。そういうようなことは、制度そのものに皆さんのやり方がまずいところがある。弁護士の給料なんかを聞きますと、きのうもあとでいろいろ聞きましてたけれど、だれだって研修所を出たらば弁護士になる。どういうわけかということになれば、給料が非常に低い。その上に労働が非常に激しい。そういうようなことを考へれば、どうしてもこの予算をふやして、公務員法の制限もありますけれども、特別な附加的な、たとえば調査費とかあるいは助手の手当とか、そういうような形でこの給料も高く上げてあげるといふようなことを私はお考へになるべきだと思ふのです。もう三権分立なんて言つていばつていられないときだと思ふのです。私は裁判の遅延ということをやつてひとつ今度やり直して、さつさと片づけることを考へていただきます。そのためには、大臣がからだを張つて、いままでの少なくとも数倍の予算をとるといふ腹をおきめになったほうがいいと思ふのです。その点で大臣はどんなふうにお考へになりますか。

○石井國務大臣 どうも御注意ありがとうございます。人権擁護という問題は、私どもとしては一番考へなくちゃならない問題でございます。あらゆる場合にそういう問題を取り上げておるわけ

でございます。裁判の延びておるといふようなことも、その点から考へましても決していいことではないことは申すまでもないことであります。一日も早く裁判が片づいていくことは裁判当局の方々もみな考へておられますし、私どももそれを考へておるわけでございます。これは予算の問題が伴います。また人の問題、設備の問題がぜひ必要だということ、さつき裁判所側からも説明のあつたとおりでございます。これを獲得するためには一ぺんになかなかいけないのが役所のならわしでございます。政府のならわしでございますけれども、できるだけのことをいたしましてそれを打ち破つていくことに努力をいたしたい、こういうふうにも思つております。また実際におきまして、いまのような心持ちからいたしまして、裁判がだんだんと日にちを少なくして行なつていくような方向に向かつておるというのを聞いておるわけでございます。これは裁判所のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○岩野最高裁判所長官代理者 いろいろ御指摘を受けて、まことに私もみづからさように考へておるわけでございます。多岐の点にわたつて御指摘を受けましたが、裁判の長期化、これは私も一刻も早くこれを短くしたいと考へておるわけでございます。ただ一言つけ加へさせていだきますと、日本ほど裁判が慎重に、当事者の言うことをあらゆる点に至るまで聞いた上で裁判をしている国というのは世界に例がないという点でも、逆に言いますとこれだけ丁寧に裁判をしておるところはまず少ないと言われている点でございます。これは制度によりましては非常に形式的な証拠を定めたり、あるいはある金額以上の訴訟になると、書証がなければ取り扱わないというようなことで制限を加へている国もございます。その点では訴訟促進をはかるためには、むしろ慎重に、逆に影響するという面もあるかと思ひますが、おっしゃる点はいまのような十分微に入り細をうがつて、当事者の国民のための裁判をするということをおしやるのと増員をしるおしやるのだと

思ひますので、その点には努力をいたしたいと思つております。それから宅調廃止の問題でございますが、これは四十年の予算でも、まず裁判所で庁舎を整備し、部屋を充実し、図書、書架等を充実して、それで十分に仕事ができるようにしようということ、これは臨時司法制度調査会の意見でございますが、その意見に従つて庁費の獲得に四十年の予算では努力いたしました。引き続きまして、庁舎の整備を四十一年の予算で要求いたしてあります。これは御指摘の宅調廃止のために、すみやかに重要な大都市の裁判所で実現したいからにはかなりません。

次が補助職の問題でございますが、実は補助職に裁判の事務でおろせませんものは非常に限度がむずかしい問題でございます。やはりちゃんと資格のあるすぐれた能力を持った裁判官が、みづから全責任を負つて裁判をしていくというところに、日本の裁判のまた特異性もあるかと思ひます。裁判所は許せる限りの仕事は補助職におろしたいと考へておりますが、やはり大部分のことは裁判官がみづからの責任において処理いたしておるわけでございます。補助職につきましては、家庭裁判所調査官あるいは書記官、その他地方裁判所等におきまして、特殊の税法その他の特殊事件に關しましては、調査官を置いて裁判官を補助させるというところは裁判所も考へて、これは予算に要求いたしているわけでございます。その次は判事補の志望の問題でございますが、やはり裁判官の給与の低さという点の御指摘かと存じます。これはしばしば努力してきた結果でもございますし、また臨時司法制度調査会の意見もいたしましては、裁判官の給与については独自の体系を確立すべきである。ただし、現在直ちに独自の体系ができないとは、いままでの給与法の体系と申しますか、これに可能な限りの是正を加へながら、将来は独自の体系をつくるべきだという指摘がされております。それに従つて努力を重ねているわけでございます。

○神近委員 慎重に調査をして判決を下すということをおぼしめていらつしやるけれども、私はそれはちよつと自慢にならないように思ふのです。それで、慎重にしたから十五年かかったとか二十年かかったとかいふようなことは、私はちよつと頭の働きのどうかと思ふ。裁判に当たる方はそんなにかからないでもできるはずだと思ふのです。そのことはともかく、疑わしきは罰せずということでは日本ではあまり使われていないようですけれども、その慎重という意味では疑わしいものは最終までそれを洗う。私はその点であなたの自負はちよつと誤りではないかと考へております。私はそれよりも、やはり疑わしきは罰せずという一つの原則でお進みになつて、なるべく早くやる。いま補助員の問題もよくわかりました。そして特別の給与ということも考へていらつしやる。私はごもつともだと思ひます。それで大臣に皆さんで——大臣の前に行くとか何か口があげないというやうなことでもなく、大臣に皆さんがそろつて予算の要求をし、ぜひ獲得なさるやうに、何といつても四兆何千億の中の一％なんというやうなものはそこにはない。日本の裁判制度の停滯というものはそこらに原因があるというふうには私は考へます。私はいろいろ材料を持っておりますけれども、きょうは関連でございましてからまた別にいたします。私は大臣が今日の予算の編成状態で非常に困惑なさるというところはわかりますけれども、ともかく司法権の確立、そして国民の人権の擁護、生活の安定を促進するために、ぜひ——私は実は一％以下の予算と聞いたときにあきたたのです。一体それが三権分立の一つの権利をお持ちになる人たちの予算なのか。私はその点でこの恥をそぐつもりで要求を強くやつて獲得していただいて、そして裁判制度の立て直し、われわれがこんなに困つていふ裁判をもつと迅速にやつていくというやうな方向にぜひ向けていただきたいと思ひます。

○濱野委員 ちよつと関連して。私は予算説明のときには大胆率直に、与野党に關係なく御答弁を

願うほうがすっきりしていると思うのです。

そこで、ちょっと聞きたいのでありますが、公安対策の確立という項目の中で、四億八千九百万円増の要求をしている。その理由とするところは、「日韓条約、ベトナム問題等内外の治安に重大な影響を及ぼす多くの要因が存在する中で、こういうことに前提を置きまして、左右過激団体の実態を解明して施策に反映せしめるため公安調査官百五十名、調査活動費が必要だ、こういうのです。これは正直に言って、野党から考えると食わないことなんです。いま日本の外交政策から見ても、あるいは自由主義国家としての日本の立場からいっても、どうも社会主義化されることは自民党としては困るのです。純粋な資本主義なんというものは世界のどこをとらえてもあつてはならないんだけれども、しかし理論の上においてはやっぱり自由主義国家と社会主義国家というものが二つに分かれておる。そういう立場で社会党は日韓条約は粉砕するんだ、阻止するんだ、こういう前提をまずきめておいて、御承知のようなあいつら事件を引き起こしておる。議長がやめなければならぬというような状況でして、このことは法務省といえどもわかつておるはずなんです。それをどうしてベトナム問題、あるいはまた日韓関係というようなものをその理由の一つにおいて考えるか。これは正直な一面であるけれども、正直の上には何かがついていないのかと実際私どもは考えているわけなんです。あまりに政治性が強い。そこでこれを突き詰めて伺いたいのでありますが、一体最近の左右の過激団体の動きといたうなもの、これは一体どうなっているのか。そしてこの左右団体の動きがベトナムや日韓関係においてどういふふうな刺激されて、そしてどういふような方向に向かうかと思つておるのか、これが一つ、これは経理部長に聞いてもわからぬかもしれないが、公安調査庁がおいでにならぬようでありまして、公安調査庁長官が次の機会にははっきりと答弁したい、これは鮮明にしたが

よろしい。われわれの聞くところによると、外国からある程度の金が来ている。その金がある団体の資金源にされているというふうなこともさへ世間では流布されている。むしろ政府が、調査庁といたうなものがあるというふうなものを世間に発表しないところに、大体真実を隠蔽して、そうしてただ予算獲得のためにそういう文字を使つていふという印象を与えたい。野党は、反対の立場であります。ですから調査庁長官を次は呼んでいただいてその実態を鮮明にしたがいたい。それらは国家機密に關することだといつてあるいは逃げるかもしれないが、そういうことは逃げる必要はない。私は法務委員のわれわれ同僚の中には外国の金を使つていふような人はおるまいと思ひます。そう信じております。しかし世間はそう引き受けていたたい。私はこのことを委員長にひとつ問題でどういふことが心配なのか、そしてしかもその思想的背景に立つて左右の過激勢力のどういふふうな活動がいま行なわれ、将来政府はどういうことを予想をしているのか、そのためにこへ要求した人員増とそれから調査費といううなものを含めて、そして四億八千九百万という膨大な予算の要求をしている、こう説明してくれませんか、これはちよつと議会の質疑応答にはなりません。やはり正直におつしやうたがよろしい。その点を経理部長、公安調査庁に次の機会に十分資料を持って出てくるようにお伝えをお願いしたい。そうでないと、田中さんのように、われわれもこの予算要求につきましては、どんな査定をするかわからぬけれども、協力するわけにもいきませんし、これはわれわれと野党として反対するかもしれない。

その調査に対する対策の法律やその他の問題につきましては一向に考えられておりません。いまの法制においては、これは暴力団になつてくれば刑事局長が、あるいはまた検察庁が、あるいは警視庁がそれぞれ活動するわけでありまして、調査だけにとどまつて、それ以上には、暴力行為に出なければいけません。これは法務大臣もその法体系にはございせん。これは法務大臣もそのとおりだと思ふ。そういうむだな金を使つて、動きはわかつた、危険性はわかつた。しかし、これが武力革命とか、あるいは左右両翼の暴力団とか、そういうふうにならなければ日本の現在の法制のもとでは政府はどうにもならない。これは法務大臣も御承知のとおりであります。高度の立場からそういうことを将来どうしようとするか。私は国家警察をつくれといふのじやありません。どういふふうにしたらいいかといううな考えがあらかじめ國務大臣になければならぬと思ふです。もつと高度の立場からなければならぬと思ふ。それはかりに野党が反対しようが、与党が反対しようが、とにかく自由主義を守る、自由主義の国家として日本が生きたいものだといふ法務大臣の党籍が自民党にある限りにおいては、何らかの具体的な法制というものが心のうちになければならぬ。そういうこともないのに、むやみに調査だ、調査だといつて何かしらぬけれども、変な雑誌を私どもも受け取つております。変な報告書を受け取つております。しかしそれ以外には何にもない。社会党の内閣ができ、共産党の内閣ができれば、これは共産党は共産党の主義主張や、あるいはそういう社会機構のもとに、いろいろな機関をつくらねばなりません。これはわれわれ了承できる。また同僚の社会党の諸君が天下を取れば、平和革命の後に社会党の高度な政策というものを立てる、それはわかる。その立場から、その政権の高等政策というものはあるはずなんです。ただ調べておつただけで金を使つておつただけで、その他のことに對する高度の対策といううなものがなければいかぬと思ふのです。私はかつて

鈴木茂三郎君と同僚であつた。鈴木茂三郎君は東京市会に議席を持つておつた。同じところで私もやつておつた。そして鈴木茂三郎君は国会に來た。そして彼は委員長になつた。彼が委員長になつたことばの中に、一体われわれが政権を取つたらどうするかということをはつきりと世間に表示しております。非常に勇氣あるやり方でありました。また私は、鈴木君とは東京市会以来仲間であつたが、思想的には別なんです。反対党、反対党であつて、鈴木君が少なくとも社会党の委員長時代には、もし社会党が政権を取つたならば、こういうことをすると言つて、われわれが最もきらいなことをはつきりと言つておるのです。大体自民党には勇氣がない。何をおそれる、世界は全然二つに割れておるし、わが国だって三十八度線こそはつきりないが、思想的にははつきり二つに分かれておる。ですからうまいことつて、主義主張、政策というものは野党においては変わりはない。与党においても変わりはない。したがつて私は、予算要求等の場合には、もつとはつきりした立場で堂々と行くべきだと思ふ。国会は物理的な力を使わないうといふことを社会党も約束をしたのであります。ですから何もおそれることはないじやありませんか。社会党を信頼して、そして自民党の政策というものをはつきりと打ち出して、そしてこの調査の結果、何かがある場合にはこういう態度をとるといふ、そういう勇氣を出した政治というものがいまは必要である。いまはぜひとも必要である。特に法務大臣は必要である。最後の治安は法務省にある。その法務省がぐだぐだ予算を取るときばかり調子のいいような、ただ表面をつくらねたような、そういう予算の説明では私は相ならぬと思ひます。勇氣一番、思い切つたことを言ひなぐつて、そして反対は反対、賛成は賛成とすることが私はいいことではないか、それが実は議會政治なんです。勝尾君、君ひとつこの点を公安調査庁長官にすぐ調査をしてもらつて、そして高度の態度でひとつ大臣も腹をきめてもらいたい。野党おそれるに足らず、野党が天下

を取ったらこちが今度は野党、そのときには大いにやじも言うし、実行行使はしませんけれども、堂々と戦う。これを私は法務省の諸君に強く要請をしておきます。答弁者がいないのでそれだけあとでひとつお願いいたします。

○濱田委員長 答弁は要らないそうでありますから…… 横山君。

○横山委員 お待たせして恐縮ですが、もう一つだけ大事なことを伺いたいです。実は九月一ぱい、大竹委員と鑑治委員と三人で、法曹一元化を調査してまいりました際、イギリスで死刑廃止の法律が通ったという機会に恵まれました。そこで、大使館で三人を含めて、おりました大使も含めてまた論争をし、わが国においてはどうかという議論をかわした次第であります。きのう理事会でお願いいたしましたところ、あしたはクリスマスイブであります。拝見いたしますと七十二人の死刑確定者が現在それぞれの拘留所におるようであります。この統計によりまして、三十七年確定者十三名、三十八年十七名、三十九年九名、四十年七名、それらの確定者は全員がまだ未執行の模様であります。これは三十七年以後の確定人員は一人もまだ執行をされていないという表でございますか。

○津田政府委員 そのとおりでございます。

○横山委員 それでは、本年に入りましてから執行されたのはおりますか。

○津田政府委員 本年に入りましては三件であります。

○横山委員 私どもの調査したところによりまして、イギリスの死刑廃止——もちろんこれは完全な死刑廃止とはいえないのでありますが、それにしても長年かかってイギリスが死刑廃止に踏み切ったということはきわめて意義深いことでありまして、すでに二十年になんたんとする議論を経て慎重なイギリスが死刑廃止に踏み切ったということによって、国際的にもまた日本の社会的にも死刑そのものに対する関心が非常に強まっております。

いま明白に法律をもって廃止をいたしておりますところを念のためにあげますと、アルゼンチン、オーストラリア、これはその一州であります。オーストリア、ブラジル、コロンビア、コストリカ、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、西独、フィンランド、グリーンランド、アイスランド、イタリア、メキシコ——メキシコは二十九州のうち二十五州、ノルウェー、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、サンマリノ、スウェーデン、スイス、米國——ミシガン州など九州、ウルグアイ、ベネズエラ。事実上の廃止をいたしておりますのがベルギー、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、バチカン。ほとんど完全廃止をいたしておりますのがオーストラリアのニュー・サウスウェールズ州、米國のノースダコタ州、ニューヨーク州、ロードアイランド州、ニカラグア、そして英連邦等まさに三十数カ国に及んでおります。

このような死刑廃止の現況について日本としてもきょうがきょうというわけではありますまいけれども、国際的な傾向について一考をする必要があるのではないかと私は思うのであります。すでに発表されております刑法の改正草案を見ますと、一部死刑になる基準というものが緩和といえますか、前進をしておるようには見えますけれども、これはこのような国際的な傾向——特にイギリスの死刑廃止の状況を加味していい、一般論からきておると思ふのであります。この際ひとつこの死刑廃止について、単に学究的立場といつては恐縮であります。学究的立場から一步出て、政治的判断、近代諸国としての判断からわれわれが考えるべき時期にきておるのではあるまいか、こう考えるのであります。この点について法務大臣の——何かいま承れば本年すでに三件の死刑の執行がなされたのであります。これは石井さんが判を押されたのかどうか知りませんが、この死刑というものの持つ意義というもののについても御所見を伺いたいと思ひます。

○石井国務大臣 人の命は山よりも重いというこ

とばがあるのでございます。死刑を執行するといふことはたいへんな問題であります。また、死刑を宣告するといふことがその前段にあるわけでございます。イギリスの今度の死刑廃止論議から死刑廃止に至った道程において、日本においても各方面で盛んに論議されつつあるようでございます。日本においてははたしていまの時点において死刑を廃止すべきかどうか、そこまでいっておる社会情勢がどうかというところは相当研究をしなければならぬ問題だらうと思ふのでございます。少なくともそういうことは絶対に必要ない、死刑は当然だと言ふ切れるものではないと思ふのでございませう。これはこういふふうなところでいま横山君がちょっと声を上げられたことも一つの声でございます。そして、日本の中で至るところで声が上がって、そういうふうな空気ができてくるのが一番大事ではないか、私はこういふふうな思つておるわけでございます。私もこれはいかげんには見えていないのでございまして、私自身の考え方としては、死刑は軽々しくやるべきものではないといふふうな考へております。

○横山委員 おつしやるのとおりでありまして、死刑廃止につきましても、やはり盛り上がる世論というものをある程度待たなければならぬという点はお説のとおりであります。ただし、盛り上がる世論といふものも、自然発生的に地からわいてくるわけでもありません。天から降ってくるわけでもないものであります。やはりそれはそれなりにいろいろと国会での議論が行なわれ、それが社会的に反響し、そしてまた社会から国会にはね返り、そして死刑を廃止すべきかどうかという点について議論を重ねていく、そういう措置がなければ、だれかがその措置をとらなければだめだと思ふのであります。いかなる国といへども、死刑を廃止することが満場一致、初めから世論が納得するということはありません。さう私に思ふのであります。なるほどイギリスは下

院で満場一致いたしましたけれども、これもやはり二十年の歴史があつて、そして最後に納得をし、上院で多少の修正はいたしましたけれども、これはそんなに意味のある修正ではないのであります。いま私どもが死刑を廃止すべきかどうかという点で、あなたのおつしやるような世論の醸成を待つといふことだけではわれわれ政治を担当する者としてはいかげんものかと思ふ。イギリスだって死刑廃止が通ったからこれをすぐにやるといふのじゃなくて、調査、それから猶予期間、そういうものを付けてさらに慎重にいたしておるのではありませんか、その出発点になつておるものは、やはり下院のある人が長年にわたつて叫び続け、それがだんだん動かしてきたということでありませう。すでに国会におきまして、参議院において提案をされた歴史を持っています。この参議院において提案をする際に、私ずっと熱意をしておるのではありませんか、膨大な資料が調製され、実に熱意を込めて参議院の同志諸君が超党派で死刑を廃止すべきだといふ努力をされた。また、一般のちまたの中におきまして、各方面の有力な人たちが死刑廃止の先頭に立つて運動を続けておる。起伏がある程度あるけれども、しかしながら、運動は長年にわたつて続けられておるわけでありませう。したがって、これらのとうとうと運動、死刑を廃止すべきでないというふうな断定をする人ならばともかく、理論的には、できるならば、そうありたいといふふうなあなたが考へるならば、この運動を好意を持ってささえる、そして、イギリスがいま行ないつつありますような死刑についての調査をする、そういうささえが必要ではないか、こういうふうな考へるのですか、いかがですか。

○石井国務大臣 いまお話の中にもありましたように、これが世間の大きな声として上がるというか、議論の種になるには、衆参両院の方々が声を上げて訴えられ、それが新聞その他において論議されるといふようなことが、世間にこの問題を強く取り上げられることになるのじゃないか。さま

さまざまな議論が出るでございましょう。そういうことは死刑を廃止すべきかどうかということに、国全体が強い関心を持つ問題になるわけにございまして、私はこの問題に対する非常に大きな前進だと思ふのでございします。ぜひそういう方向に進んでいただきたいと思ひます。

それから私どもの役所といたしましては、いろいろ調査機関も持つておるわけにございします。それはそれといたしまして、外国において現実に取り上げられたそういうふうな問題もありまして、これを一つの問題として研究してもらふというにいたしたいと思ひます。

○横山委員 私の申し上げているのは、そういう民間の運動なり、あるいは参議院の諸君が非常に熱意を込めた運動を直接政府がなさえるとなると、あるいは議論があるかもしれないが、少なくとも日本においても一応の世論はあるのですから、是非論は別としても、その世論にこたえて、法務省が死刑廃止についての調査を、それに限つて専門的に進めたらどうか、こういうことを申し上げておるのですが、御賛成を願つておるわけにございしますか。

○石井國務大臣 それはその方向ですでにやつておるわけにございします。法制審議会のほうでも問題にしておるわけにございします。

なお、あなたのおっしゃった心持ちで法務省は取り上げていくつもりであります。

○横山委員 それでは津田さんが御存じのようです。津田さんに伺いますが、いま大臣のおっしゃる法制審議会で、私の申し上げておるような意味で取り上げて、どういう経過をたどつていますか。

○津田政府委員 御承知のように、法制審議会におきましては三年前に刑法の全面改正についての法務大臣の諮問がございまして、それ以来刑事法特別部会というものを設けまして、審議をいたしております。さらに、刑事法特別部会におきましては、五つの小委員会を置きまして、こまかく審議をいたしておるわけにございします。先ほど御指摘

がありまして刑法改正準備草案というものは、法制審議会とは別に世に公示されておるわけにございします。そういう案は別にございしますが、法制審議会としてはさらに独自の考え方を持つて、いま立案をするという段階になっております。

その小委員会におきましては、刑の問題についていろいろな議論がございします。したがういまして、いずれこれは小委員会の結論が出、さらに法制審議会の刑事法特別部会の議にのぼる、こういうことになるわけにございします。したがういまして、刑の問題といたしましては、第一に大きな問題は、たゞいま仰せになりました死刑の存置の有無という問題、あるいは刑につきまして禁固刑と懲役刑とを一本化するかどうかという問題が取り上げられて、目下盛んに議論が行なわれておるといふ段階にございします。

○横山委員 私の手元に、死刑についてのイギリスにおける賛成論、反対論を要約したものがございしますが、賛成論としては、誤判により無実の者に死刑が宣告された実例がある。第二番目に、謀殺した者の三分の一はその直後に自殺しており、死刑の存在が犯行を思いとどませられるとは考えられない。三番目に、経験上死刑は死刑囚に何らの犯罪予防になつていない。第四として、同じ謀殺でも、その方法により死刑に当たる場合とそうでない場合との矛盾がある。

反対論としては、第一に国民の約八割が全面的死刑を望んでいない。第二番目に、法案提出まで武器を使った犯罪がふえる傾向にある。第三番目に、警察官、看守及び家族の身の安全が保障されない。第四に、犯罪者に配慮を与え過ぎ、被害者を無視している。罪のない被害者の人間生活の尊厳を保つためには死刑は必要である。

この英国における賛成論、反対論は、日本の実情と若干違ふような点があります。それは賛成論のうちで、謀殺した者の三分の一はその直後に自殺しておるといふことであり、反対論のうちで、警察官、看守及び家族の身の安全が保障されないという点につきましては、若干違つた状況がある

と思ふのですが、日本における今日の死刑問題について、政府部内ではどういふ議論が行なわれているのか、その点をちょっと伺いたい。

○津田政府委員 ただいまのお話でございします。行なわれている議論の一端は、必ずしも私がここで申し上げるわけにまいらないのですけれども、たゞいま仰せられたようなことは、もちろん十分議論にのぼつておりました。日本でも著名な死刑廃止論を唱える学者もおられるわけにございします。そういう学者も法制審議会の委員になつておられまして、ありとあらゆる面におきまして、その議論を戦わしておるといふことが申し上げられるわけにございします。

○横山委員 いずれ機会を見て、この死刑廃止論の賛成、反対の問題について、一べん十分に御意見を伺いたいと思ふのでありますが、石井法務大臣はスポーツマンで、体育協会の会長をやつておられて、特にお人柄からいっても、歴代の大臣の中で死刑廃止問題については最も御協力を願えるような経歴があると私は思つておるわけにございします。な

ぜそういうことを申し上げるかというと、つまらない例であります。ここに新聞紙上にあらわれた死刑に関する世論というものが、参議院の審議の際にずっと列挙されております。「執行を待つ六十二名」という記事の中にこういうことが書いてあります。差しさわりのあるかもしれせんけれども、一べん読んでみます。「死刑を執行する場所は今現在六カ所ある。札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡で、東京は例の巣鴨プリズンにあるが、これは駐留軍に接収されているので、東京の死刑囚はすべて仙台送りになる。

四國の高松にないのは同地方に死刑に該当する犯罪が少ないからだといわれている。

死刑が確定すると法務省刑事局総務課で記録を檢討する。たとえ裁判所が膨大な日数をかけ、全知をしぼつた判決を下したとはいへ、こと死刑に關する以上、念には念をいれて調べねばならぬ。このため記録の檢討に當つても単に書類を見ただけではなく、ときには犯罪現場の再調査まで

も行われることがある。こうして事件に間違いないといふことを確めてから法務大臣に死刑執行の決裁を求めるのである。

ところで死刑は法務大臣の命令により、命令のあつた日から五日以内に行われるのだが、死刑執行の判を押すのはどの大臣でも寢覚めが悪いらしい。「大臣、一つ判を……」と書類を出されても「イヤ……」とかなんとかいつて、そのまゝ机の奥深くしまひこまれ、あとはナシのつづてということが多い。

もちろんこのためばかりではないが、いまや死刑囚ブームである。昨年一月の八十三名、今年の一月で七十八名と、戦前の二十名前後にくらべるとまさに四倍近い数字だつた。ところがこの数字がこの三月で一挙に六十二名までに減つた。

判を押さなかつた一方の旗頭が例の大義指揮権発動大臣であつたのに対し、花村大臣は弁護士出身だけにこの問題をきわめて簡単に割切つて事務的に処理したものとみられる。

この中には唯一の女死刑囚である大阪の山本広子や七人の婦女を暴行殺害した栗田源蔵などがいる。また死刑が確定してないが帝銀事件の平沢貞通、三鷹事件の竹内景助被告、松川事件の鈴木信、杉浦三郎、本田昇、佐藤一被告などが、これは記事がちよつと古いのですが、「春に背いて冷たい獄舎につながれている。山本広子は死刑が確定してからもう四年越し。最近では死の恐怖に氣も狂い、訪れる人に足をすり、手を合せて涙を流すなど悲惨な状態にあるという。平沢被告は今なお無実の罪を主張し、死刑を求刑した高木検事に心を改めよと獄中から訴え、竹内被告はバイブルを手に、家庭に残した子供の行く末を案じているという。」これは三十年の「読売」の記事であります。

それから、若干内容が違つたところがありますが、歴代の法務大臣によつて判をおはれは押さぬという人もあれば、どんどん、弁護士だからというのちよつと記事がおかしいのでありますが、お医者さんでもどんだん押された人があるそうであります。承れば、その書類を一晚借りて仏壇に供えて

自分でお経を読んでから、あくる日の朝判を拝

された大臣もあると聞き及んでるわけでありま
す。私は大臣の印鑑が最後に人間の命を奪うとい
うこのことの仕組みに非常に法務大臣という職に
対してお気の毒だとは思ふ。お気の毒だとは思ふ
けれども、大臣によってどんなに押す、それから
おれの就任中は押さぬという大臣もある。それは
どちらがいいか悪いかは別といたしまして、一
人の人間の命が最終的に大臣の人間性、あるいは
人生観、それによってその寿命が伸びたり縮んだ
りするということに何と云うか、表現する方法を
知らない何かを感じるわけでありますが、私は死
刑をイギリスではいろいろと議論をし、そして
実は先般機会がありまして東京拘置所へ行き、所
長に会いましていろいろ死刑囚の話の聞きまし
て、許されて三鷹事件の竹内景助被告に会い、竹
内君の心境などもこういう質問をする機会に一べ
ん聞いてみたわけでありました。別にその内容をい
まお話しするのが私の目的ではありません。しか
しながら、彼もまた真剣に自分は無実であると言
うておるわけでありました。無実であるかどうか、
まさに客観的にいえば神さまよりこれは知るよし
もないのであります。しかも世界における死刑の
誤判事件というものは実に多いのであります。あ
とになってから、死んでしまつてから誤判であつ
たということがわかつた例もあるわけでありま
す。そうなりますと、裁判で死刑と確定をする。
それもまた神ならぬ身の裁判官が、真に間違ひな
い判決をしたかどうかについても疑問がある。け
れども、それはまだ死刑じゃない。判決があつ
ただけであります。すると、今度は法務大臣が最
後に判を押すことによつて抜き差しならぬ、取
り返しのつかない最後の問題がそこへ来るとい
うことについては、私はこれは、これよりしかたが
ないといふべきものの、大臣としては常に慎重
でなければならず、大義さんのおれは一つも判こ
を押さぬということを決して私はそれがいいと言
い切るだけのことはないのですけれども、それに
しても何かそこに一つの目的というものがあ

うな気がするわけでありまして。

妙な質問のしかたでなんでしょうが、あな
たの経験、あなたの体験、いままでのあなたの人
生観からいって、私はあなたはそのような簡単に判
こを押すんじゃない、また死刑の廃止のことにつ
いて御賛成が願える人じゃないかという期待をつ
なくわけでありまして、御心境をひとつ伺いた
い。

○石井國務大臣 いまのあなたのお話はまことに
大事な問題でございます。これは慎重の上にも慎
重に処置をしていくつもりでございます。それ以
上のお答えのしようがございません。それでお含
み願います。

○横山委員 処置していくということとは、こうい
うことを聞いて恐縮なんです、本年ありまし
た、つまりあなたが三つ判を押されたというこ
となんです、慎重に……。

○石井國務大臣 まだこれから先の問題でござい
ますから、どうするか、私の、問題にぶつかつて
どうするかということはまだきめておりません。

○横山委員 大臣お答えにくいらしいのですけれ
ども、刑事局長、本年三件の執行は、石井法務大
臣の在任中に執行されたということですね。

○津田政府委員 死刑執行は具体的に事実がいつ
あつたかということは、外部に公表いたしており
ません。したがって、どの大臣の決裁により
その死刑の執行が行なわれたということは、外部
にはわかつていないわけでございますので、これ
は申し上げることを差し控えていただきます。

○横山委員 私は弁護士でもなければ、法律家でも
ないものですから、この資料の中にある世界
じゅうの誤判事件というものをずっと読んでみる
と、こういうことがやはり日本にないかどうかと
も断じられないのであります。ここに列挙されて
おりますのはアメリカのブラッドフォード事件、ハ
アブロン事件、イギリスのブラッドフォード事件、ハ
アブロン事件、ビガダイク夫人事件、フランスの
ドレーフス事件、フランマン事件、ドイツのブー

セルチーゲンマイエル事件、ジャクボウスキー事
件、サッコヴィンゼツチ事件、その他ハンガ
リーのトムカ事件、オランダのチュウニッセン
クルンダフト事件、おそらくこれは著名なものだ
け列挙されたのではないかと思いますけれども、
日本におきましても先般の吉田石松老人の判決と
いひ、それから最高裁で無罪確定いたしましたけ
れども、松川事件といひ、それからいま続いてお
ります八海事件といひ、まさに有罪か無罪かとい
うのが百八十度変わる。これは裁判が公正に行な
われたのだから、そこで終局的な真実というもの
が明るみに出たんだ、それで終わらなんだ、もう
あらゆる真実の一切がそこで突き詰められたん
だ、法律上はそういうことになる。しかしほん
とにそうであらうかというところは裁判官が目の前
にある証拠を、目の前にある証拠にすぎないので
すが、目の前にある証拠から慎重に努力をして
得た結論にすぎないのであつて、事態の全貌とい
うものは、神ならぬ身の知るよしもないのではな
いか。そうなりますと、十年が五年になり、五年
が十年になったということはまだまだ許されて
も、人間の命を最終的に奪ひ切つてしまつたので
は、これは何としても取り返しのつかないこと
なる、そういうふうな痛感をされるわけでありま
す。

廃止運動を進める人々には正木亮弁護士、東大
総長であつた矢内原君、大内兵衛君、あるいは牧
野博士、中島健蔵、死なれた吉川英治等々、著名
な人が廃止運動に歴年全力をあげて続けておりま
す。こういう点から考えますと、この際先ほど
お話がありましたように、この審議会において一
般の問題と並列的に——そう言つては恐縮であり
ますが、いままでの議論を積み重ねていく意味に
おいての死刑廃止の問題、死刑是非論の問題では
なくて、この際あらためて、この英國の死刑廃止
されたことを機会に、死刑問題についてひとつ大
臣がお考えを新たに指示をしていただくとい
うことを望みたいと思ふのですが、重ねて御
意見を伺いたいと思ひます。

○石井國務大臣 刑法問題に取組んでおる諸君
は、このイギリスの死刑廃止問題は百も承知のこ
とであるばかりでなく、それに非常な関心を持つ
てこれを見、その成り行きについて十分研究も
し、自分たちの考えもいろいろまとめておられる
と思ふのであります。そうしてその方向で自分た
ちのまとめた考えでいろいろ話もされておると思
ふのであります。いま私はこの問題を取り上げて
特にこれをやってくれという必要は毛頭ないと思
うのであります。何かの機会を得まして関係者
の方にこういう問題もひとつお考え願うというこ
とを申したい。わざわざ言う必要はないと思つて
おります。

同時に私はこの問題を、さつきから申しますよ
うに、私の役所の中、また審議会というふうなと
ころでいろいろ研究し、そして進んでいくという
ことで、ちょうどイギリスの問題が起つたとき
に日本の新聞の幾つかにもどんどん書かれ、社説
に書いたものもあつたように思ひます。ああいう
ふうな声がどんどん上がつて、そうしてその方向
にいろいろ話が進んでいくことがやはり一番大
事なことだと私は思ふのであります。さつきから
申しますように、あなたの方の委員会の諸君なん
かがひとつ中心になつて、どうなるかしらぬがひ
とつ話し合ひをどんどん進めていただくというよ
うなことでも声を上げていただくことを私の
ほうから特別にお願いしたいと思ふのでありま
す。

○横山委員 最後に伺いたいのではあります、先
ほど申しましたように先般三鷹事件の竹内景助被
告に会いまして——私は三鷹事件の内容を調べに
行つたのではなくして、死刑廃止の問題に非常に
関心を持ちました。がゆえに、だれに会おうかと思
ひまして——もともと私が国鉄の出身者である
という意味もありまして、わざと用件なくして竹内
被告に会つたわけでありまして。約三、四十分解
を得て彼のいま考えておること、並びに何が言
いたいのかということをいろいろの角度から聞いてみ
たのです。彼が言いたいことは、要すれば私は無

実であるということ、それから同時にいま恩赦のお願いをしておるということ。無実である者が恩赦の要求をするということにはもちろん矛盾がありません。矛盾がありますけれども、少なくとも再審を要求しておるけれどもなかなか取り上げてもらえない。しかし自分はいまだ死刑が、判決が確定をして、このままではいけない。法務大臣の署名があつて行なわれるかもしれない。いまや十数年になんなんとして拘留所生活を暮らしておる者にとつては、矛盾はあるけれども、獄外の皆さんの恩赦とそれから再審の署名、助命運動が七十万人くらい集まつたものであります。この部外の方の働きを受けて、ともあれ生き抜かなければ、自分の主張も達成されないということで、矛盾はあるけれども、部外の方の激励を受けて恩赦をお願いもしておる、こう言うのであります。

まあ、これはその運動の中で一つのことばとしていわれるのは、三十年六月でありましたか、最高裁判所の法廷で一回の弁論も許されなくて、何と七対八という一票の差で死刑が宣告された。この七対八ということも、一票の違いなら判決が疑わしいかというところではあります。もちろん、それはそういう取りきめになっておるのですけれども、しかし庶民の立場からいうと七対八、つまり七人の人がこの判決に反対をしたということ、庶民的には非常に大きな影響を与えておるのであります。庶民、一般の国民の中にも、七対八であるうと、一票であるうと何であらうと、それがそういう仕組になつておるのだからそれはしょうがないと思う。思うけれども、それにしても一票の差で死刑の判決が行なわれたということについて、人間の感情として気の毒だ。何かそこ、やはり七人の人の反対があるということ、何かわれわれによくわからないけれども、最高裁判官であるから理由があるのではあるまいか。だからこの際ひとつ恩赦を、そしてまた再審を自分たちも協力してやろうという声が七十万人の人になつたと思ふのであります。その内容に入るのはきょうは避けたいと思ふのであります。

そういう意味において彼は五人の家族をかかえて、まあ面会人もあまりなくて、ひたすらに手紙を書いたり、あるいはいろいろなものを人に送ったりして、何となくともという主張を続けておるわけでありました。

ただ、ここで余談でございすけれども、少し御検討願ひなければならぬと思ひますのは、この死刑囚について、何といふか統一した獄中における取り扱いというものはないのでございす。ね。所長なり何なりのかの配慮といふことがあつて、死刑囚に對する格別の取り扱いというものは私はどうもないように思ふのですが、彼が多少不満を訴へましたのは、国鉄の新聞等を購読しようと思つたけれども、それはいかぬと言われたというやうなことで不満を訴へておりました。この竹内被告の再審並びに恩赦の問題について考へてやることはできないものか。私は私なりに、恩赦の場合の法律的な条件をいふものをいろいろ調べてみました。理屈を言へばなかなか困難だとは思われる。困難だとは思われるけれども、そういう困難を通り越して、七十万人のたが署名が集まつておる。その七十万人のたが署名をするという機縁になつたものは、七十万人のたが自分三鷹事件を見たわけではない、裁判をやつたわけではない。しかし平凡な言い方でありまして、七対八という一票の差ということが、何となくでも大衆の中に疑問を残しておるということなんです。きわめて常識的といふべきか、庶民的な感覚といふのですか、そう考へられる。この表を見ますところによりますと、ここ三年間死刑確定した人で執行された人はないやうであります。竹内君も十何年でございすか、判決といふのは長いのでありますから、いま直ちにあなたがたがう判をおつきになるやうなことはないかと、統計的な感覚からいふとないと思ふのであります。この点竹内君のことにつきまして、いまるる申し上げましたことについて御所見を伺ひたい。

○津田政府委員 ただいまの恩赦の關係は、昭和三十三年一月八日に出願をし、三十三年一月二十三日に上申をされております。それからまた再審の關係は、昭和三十一年二月三日に請求されております。東京高等裁判所に事件が係属してありますが、再審開始の決定はまだございせん。現在はそのやうな状況になつておるわけでありまして、一般論として申します場合に、再審あるいは恩赦の係属中には、執行といふことがないといふのが一般論としては申せるわけでありまして、それは絶対といふことは、法律上それをとめるということとはございせんが、一般の例といひまして、特定の例を除きましては、さういふ恩赦あるいは再審の係属中には死刑の執行の命令が出されないといふ例になつております。

○横山委員 再審の申請をしたあとといふ意味です。再審が受理されてからといふ意味です。

○津田政府委員 もちろんそれは開始決定と關係はございせん。請求がされた後でございす。例外と申しましたのは、再審理由が全く同じ理由で数回再審請求をしておるといふやうな場合には、死刑の執行が行なわれたこともありまして、これは全く同じ理由による再審の場合であります。

○横山委員 先ほど「説光」の記事の中で読み上げたのですが、判決が確定をして、未決におる。大臣が死刑執行の承認を与える前に、大臣は部下に命じてもう一度調査をさせるということのやうですが、何を調査させるのか、調査の結果に何かがあつたとすれば、一体だれがどうするかといふ点について伺ひたい。

○津田政府委員 死刑の判決が確定いたしますと、執行すべき長から法務大臣に死刑の判決の確定したことの申がおります。それによりまして記録が法務省に送付されてまいりますので、それによつて死刑判決が確定し、その記録の内容がわかるわけでありまして、先ほど仰せがございましたが、法務省の刑事局におきまして、この死刑判決の内容、したがつて記録の内容を全部検討いたします。その結果執行相当という結論に達しま

したものである。たゞその場合に、もちろん法務省内の保護局あるいは、矯正局の意見を聞くわけでありまして、つまり恩赦といふことについての必要性の有無といふやうなもの、それから刑事局であります。場合によつて、刑事局で、もちろん再審、非常上告の理由の有無といふことは検討いたす。そこで、いままでさういふ例はございせんが、再審相当あるいは非常上告相当といふやうな判断をいたしまして、その方向に検討させるといふことになると思ふのであります。いままでさういふ事件は私の知っている限りではございせん。

○横山委員 この場合、内容が裁判の記録並びにその証拠内容に於いて検討し、内容において裁判の判決について疑義がありといふ場合もあり得るのですか。

○津田政府委員 ただいま申し上げましたやうに、再審、非常上告に該当する理由がありやいなやといふことは当然検討いたします。したがつて、当然裁判の形式だけではなくして、裁判の内容容すなわち実質、つまり罪責の有無、刑の適正かどうかといふ問題、そういう問題をひくるめまして検討いたすわけでございます。

○横山委員 長くなりましたから一応また機会を選んでいろいろと死刑の問題について質問いたしたいと思ひますけれども、いま私は竹内君に限つての最後の問題を提起いたしましたけれども、死刑囚に會つてみまして、まことに感慨を禁じ得なかつたのであります。再度申し上げますが、だれが一人をさばき得るのか。ほんとうにその人がやつたのか。一体抜き差しならない証拠があつたのか。どこからどうころんでも、まさにその人であつたのかといふ点になります。私は全く裁判といふものの合理性の限界を痛感せざるを得ないのであります。またかりに本人が間違ひなくやつたといひましたとしても、一体それは人間が人間の命を奪ひ去つてしまふといふことが適当なのかどうなのかといふことを感じます。もしもそういうこ

とが許されるならば、すべてのことについても言い得るのであります。これは精神論になりますかどうかわかりませんが、結局暴力を人間が許すということになる。先ほどあなたもおっしゃいましたように、一人の命が地球の重さよりも重いということがわれわれの民主政治の中における最高の原理であるといえますならば、これはもう問答無用に死刑はなくてはならない。あやまちを犯してもいい、しかし、取り返しのつかないあやまちを犯すことはできない、こう考えるわけでありまして、法務大臣御在任中に、ひとつぜひこの死刑執行については慎重の上にも慎重に、端的に言えは判ごを押さないようにお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○濱田委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

